

独立行政法人水資源機構所有不動産の売却  
(西沢物件2)

入札公告  
(入札説明書を兼ねる)

令和7年5月

独立行政法人水資源機構  
渡良瀬川ダム総合管理所  
(売却業務窓口：昭和商事株式会社)

## 入札公告

(入札説明書を兼ねる)

次のとおり、一般競争入札に付す。なお、本公告は、入札説明書を兼ねている。  
独立行政法人水資源機構による独立行政法人水資源機構所有不動産の売却に係る入札公告（西沢  
物件2）「公告日：令和7年5月1日」に基づく一般競争入札等の手続については、関係規程に定  
めるもののほか、この入札公告（入札説明書）によるものとする。

令和7年5月1日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

1. 公告日 令和7年5月1日

2. 分任契約職

独立行政法人水資源機構分任契約職 渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦  
群馬県みどり市東町座間564番地6

3. 入札件名

独立行政法人水資源機構所有不動産の売却（西沢物件2）

4. 売却対象不動産の概要（以下、登記記録の表示によります。）

### 区画①

所 在：栃木県鹿沼市西沢町竹之入1010番16  
地 目：宅 地  
地 積：386.47m<sup>2</sup>

所 在：栃木県鹿沼市西沢町境沢1053番4  
地 目：宅 地  
地 積：275.92m<sup>2</sup>

### 区画②

所 在：栃木県鹿沼市西沢町竹之入1010番10  
地 目：宅 地  
地 積：496.17m<sup>2</sup>

2区画 合 計1,158.56m<sup>2</sup>

5. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

また、売却対象不動産（以下「本物件」という。）を2者以上で共同して購入（以下「共同  
購入」という。）しようとするときは、共同購入をしようとする者すべてについて、次の条件  
を満たしている必要がある。

（1）次の①から⑩までのいずれにも該当していない者であること。

① 売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務若しくは工事の請負契約又は物品等の調達に係る契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
- (A) 契約の履行に当たり、故意に業務、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
  - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - (D) 監督又は検査の実施に当たり機構の役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - (E) 正当な理由がなく契約を履行しなかった事実
  - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約を解除した事実
  - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった日後2年を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者、破産法に基づく復権を得ている者及び民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争参加申込書（様式2）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定するところの風俗営業、性風俗関連特殊営業又はこれに関連する業務に供する目的での希望する者
- ⑦ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊活動団体及びその構成員
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定するところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者
- ⑨ 国税及び地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者
- ⑩ その他機構が不適当と認めた者
- (2) 一般競争参加申込書（様式2）の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について（6経契第443号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づき指名停止を受けていないこと。
- (3) 本物件の売買代金の支払いが確実である者であること。
- (4) 本入札公告に定める事項を遵守できる者であること。
- (5) 本入札公告及び秘密保持に関する確認書（様式1）の提出に基づき開示した資料を受領している者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 過去実施された本物件の一部又は全部を含む不動産の売却に係る入札において、契約を辞退した者でないこと。

## 6. 入札に関する問い合わせ先等

本物件の売却に当たっては、昭和商事株式会社（以下「売却業務窓口」という。）を売却業務の窓口としているので、売却業務窓口（媒介）を通さない申込は、受け付けない。

また、入札に関する質問等については、全て売却業務窓口が回答するので、下記に問い合わせをすること。機構に直接問い合わせても、一切回答しない。

なお、入札書の提出先は「10. 入札書等の提出方法等」（1）③及び（2）③のとおり、機構となっているので留意すること。

## 7. 入札公告等の交付等

### ○ 問合せ・資料請求・申込書類提出先：売却業務窓口

昭和商事株式会社

管理部 水資源機構担当：豊田

〒320-0801

宇都宮市池上町1-12（シンボルロード沿い）

電話：028-634-5185

E-mail：syskk@hyper.co.jp

（土曜日、日曜日、祝日を除く、10時から16時まで。）

（1）交付方法：入札公告等の交付は、売却業務窓口が行うので、次の事項を売却業務窓口にE-mailで申し込むこと。なお、交付資料をインターネットによりダウンロードした場合も、同様に売却業務窓口にE-mailを送付すること。E-mailを送付されない者に対しては、質問に対する回答は行わない。

① 会社名（個人の場合には氏名）

② 担当者氏名

③ 連絡先（TEL、FAX、E-mailアドレス）

（2）交付期間：別表1①のとおり。

（3）交付費用：無料とする。

## 8. 物件詳細資料の交付等

本物件の詳細情報の交付を希望する者には、秘密保持に関する確認書（様式1）の提出と引き替えに、物件詳細資料を交付する。

（1）交付方法：秘密保持に関する確認書（様式1）を売却業務窓口に提出（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限り、電送によるものは、受け付けない。）した者に対し、売却業務窓口が交付する。

（2）交付期間：別表1②のとおり。

（3）交付費用：無料とする。

## 9. 一般競争参加申込書等の提出方法等

入札の参加希望者は、「5. 競争参加資格」に掲げる条件を満たしていることを証明するため、次のとおり一般競争参加申込書（様式2）及び12.（2）に掲げる書類（以下「一般競争参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

（1）提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法による。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

（2）提出期間：別表1③のとおり。

（3）提出先：売却業務窓口

（4）一般競争参加申込書等と併せて、返信用封筒（長3号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付のこと。）を提出すること。

- (5) 一般競争参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された一般競争参加申込書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 受け付けた一般競争参加申込書等は、返却しない。
- (8) 提出期限以降における一般競争参加申込書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、売却業務窓口又は機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りでない。
- (9) 本入札公告を一般競争参加申込書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (10) 一般競争参加申込書等の作成又は提出に関する手続についての質問等は、売却業務窓口に問い合わせること。

## 10. 入札書等の提出方法等

### (1) 1回目

- ① 提出方法：様式5により作成した入札書を郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法による。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間：別表1④に示す期間内に機構に到着した入札書（様式5）に限り有効とする。
- ③ 提出先：  
群馬県みどり市東町座間564番地6  
独立行政法人水資源機構  
渡良瀬川ダム総合管理所 総務課 古瀬  
電話：0277-97-2131  
FAX：0277-97-3300  
なお、競争参加資格の確認通知を受けた者で、やむを得ず入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式8）を上記①から③までと同様に提出すること。
- ④ 開札日時：別表1⑤のとおり。
- ⑤ 開札場所：独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

### (2) 2回目（再度入札）

- ① 提出方法：様式5により作成した入札書を郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法による。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間：別表1⑥に示す期間内に機構に到着した入札書（様式5）に限り有効とする。
- ③ 提出先：（1）③と同じ。
- ④ 開札日時：別表1⑦のとおり。
- ⑤ 開札場所：（1）⑤と同じ。

### (3) 代理人による入札

- ① 入札参加者は、委任状（様式7）を入札書（様式5）に併せて提出することにより、入札に関する権限を代理人に委任することができる。
- ② 入札参加者又は代理人は、本件入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。

(4) その他

- ① 入札書を提出したときは、開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ② 入札をした者は、見積もりの誤り、入札書の書き誤り等を理由に入札の無効を主張することはできない。
- ③ 入札書等の提出方法等に関する詳細については、別添の郵便入札に関するお知らせを参照のこと。

11. 開札の立ち会いに関する事項

開札の際、開札の立ち会いを希望する者は、開札立会希望届（様式9）を提出すること。  
なお、開札の立ち会いを希望する者が複数いるときは、希望者の中から1者のみを選定する。

(1) 1回目

- ① 提出方法：FAXにより提出
- ② 提出期間：別表1⑧のとおり。
- ③ 提出先：10. (1) ③に同じ。
- ④ 立会通知：選定結果は、開札立会希望届（様式9）を提出した者に対し、別表1⑨に示す日時までにFAXにより通知する。  
なお、別表1⑨に示す日時を過ぎても通知が届かない場合は、10. (1) ③まで問い合わせをすること。

(2) 2回目（再度入札）

- ① 提出方法：FAXにより提出
- ② 提出期間：別表1⑩のとおり。
- ③ 提出先：10. (1) ③に同じ。
- ④ 立会通知：選定結果は、開札立会希望届（様式9）を提出した者に対し、別表1⑪に示す日時までにFAXにより通知する。  
なお、別表1⑪に示す日時を過ぎても通知が届かない場合は、10. (1) ③まで問い合わせをすること。

(3) その他：開札の立ち会いに関する詳細については、別添の郵便入札に関するお知らせを参照のこと。

12. 一般競争参加申込書等の作成

- (1) 一般競争参加申込書は、様式2により作成すること。
- (2) 一般競争参加申込書（様式2）には、次の書類を添付すること。
  - ① 個人の場合
    - (A) 住民票抄本（発行後3ヶ月以内のもの。）
    - (B) 使用印鑑届（様式6）
    - (C) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの。）
  - ② 法人の場合
    - (A) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（発行後3ヶ月以内のもの。）
    - (B) 使用印鑑届（様式6）
    - (C) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの。）
    - (D) 会社概要書又は会社パンフレット（会社の沿革、組織、従業員数、事業内容、営業実績等の概要が分かるもの）
    - (E) 財務諸表類（直前1年間の決算報告書）
  - ③ 入札参加資格に関する誓約書（様式3）

- ④ 公正な入札に関する誓約書（様式4）
- (3) 共同購入をしようとするとき
  - 共同購入をしようとするときは、一般競争参加申込書（様式2）と共同購入をしようとする者全員の上記①から④までの資料を提出すること。

#### 13. 競争参加資格等の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、「5. 競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、一般競争参加申込書等を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 競争参加資格の確認は、一般競争参加申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、別表1⑪に示す日までに通知する。  
なお、別表1⑪に示す日までに通知が届かない場合には、売却業務窓口に問い合わせをすること。
- (3) 競争参加資格がないと認めた理由に対する質問には、一切回答しない。

#### 14. 入札公告に対する質問

- (1) この入札公告に対する質問がある場合には、次に従い、書面（様式は自由）を提出すること。
  - ① 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法による。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
  - ② 提出期間：別表1⑫のとおり。
  - ③ 提出先：売却業務窓口
- (2) 上記の質問に対しては、大容量ファイルの送受信サービス「Prime Drive」により回答する。  
なお、「Prime Drive」からの回答書のダウンロード用URLは、「質問に対する回答アドレス通知書」より通知する。
  - ① 通知日：別表1⑬のとおり。
  - ② 通知方法：FAXによる。
  - ③ 回答期間：別表1⑭のとおり。

#### 15. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
  - 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金
  - ① 契約保証金：契約金額の100分の10とする。
  - ② 契約保証金の納付等
    - (A) 契約保証金を納付した際は、機構が買受者に対して交付する保管金提出書を契約職に提出すること。
    - (B) 落札者は、不動産売買契約書を提出する前に契約職が指定する口座に契約保証金を振り込み、振込金受取書（落札者が、契約保証金の金額に相当する額を機構指定の口座に振り込んだ際に振込銀行等の領収印を受けたもの。）の交付を受け、その写しを契約職に提出すること。なお、振込手数料については、落札者の負担とする。
    - (C) 契約保証金は、売買代金の一部に充当する。なお、契約保証金に利息はない。
    - (D) 契約保証金は、次のいずれかに該当することにより契約が解除された場合に、落札者が機構に支払うべき違約金の一部に充当する。

- イ 納入期限までに売買代金の納付が行われなかつた場合
  - ロ その他の契約に定める義務を履行しない場合
  - ハ 提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合
  - ニ 契約締結に必要な競争参加資格がないことが判明した場合
  - ホ 機構の役員又は職員の職務の執行を妨げ、又は詐欺その他不正な行為をした場合
  - ヘ イからホまでのいずれかに該当する場合のほか、落札者が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないおそれがある場合
- (E) 機構は、契約保証金の受領に係る領収書を発行しない。

## 16. 開札

- (1) 入札執行回数は、2回を限度とする。
  - ① 当初（1回目）の開札において、予定価格以上の入札がないときは、10. (2) に示すとおりとする。
  - ② 当初（1回目）の開札において、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。
- (2) 開札は、入札事務に関係のない機構の職員（以下「立会人」という。）及び開札立会希望者の中から選定された入札者（以下「開札立会者」という。）を立ち会わせたうえで行う。ただし、開札立会の希望者がいなかったとき又は通知後、辞退したときは、立会人のみで開札を行うこととする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書（様式5）に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額を入札書（様式5）に記載すること。

## 17. 入札の無効等

- 競争参加資格のある者のした入札であつても、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とするとともに、無効の入札を行つた者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- イ 一般競争参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札
  - ロ 別冊の競争契約入札心得について（24財契第399号。以下「競争契約入札心得」という。）に示した入札に関する条件に違反した入札
  - ハ 開札時において、「5. 競争参加資格」に掲げる資格のない者の行った入札

## 18. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上でかつ最高の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき入札をした者が2人以上であるときは、落札となるべき入札をした者のくじ用数字を加算し、落札となるべき入札をした者数で除算し、余りの数字とくじ用順位が合致する者を落札者とする。  
なお、詳細については、別添の郵便入札に関するお知らせ「別紙2 くじの方法」を参照のこと。

## 19. 重要事項説明

落札者は、契約締結前に売却業務窓口から重要事項説明を受けなければ契約を締結することができない。

20. 不動産売買契約書の作成等

- (1) 不動産売買契約書は、別冊の不動産売買契約書（案）により機構が作成し、2通を落札者に交付する。
- (2) 落札者は、機構から交付された不動産売買契約書2通に記名押印（個人の場合には、「署名捺印」）のうえ、競争契約入札心得第16条の規定にかかわらず落札決定の日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、含まない。以下「約定期間」という。）に、機構に提出しなければならない（うち1通には、必要な額面の収入印紙を貼付すること。）。ただし、やむを得ない事情により、約定期間に内に不動産売買契約書を提出することが困難なときは、あらかじめ書面により契約職に申し出て、契約職の承諾を得ることにより、この期間を延長することができる。
- (3) 契約確定の効力は、契約職が不動産売買契約書に記名押印したときに発生する。
- (4) 落札の効力は、落札者が約定期間に内に不動産売買契約書を提出しないときにその効力を失う。

21. 関連情報を入手するための照会窓口

売却業務窓口に同じ。

22. 入札の延期等

- (1) 不当な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取り消しをすることがある。
- (2) 機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

23. 入札書の取扱い等

- (1) 提出された入札書等は、開札前も含め返却しない。
- (2) 入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を機構が得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

24. 契約に関する事項

(1) 売買代金の納入

- ① 売買代金から契約保証金の額を差し引いた残額については、機構が発行する納入請求書により、契約締結の日から30日以内（契約締結日及び土日祝日を含む。）に指定の口座に振り込まなければならない。
- ② 売買代金の振込手数料は、落札者の負担とする。
- ③ 機構は、売買代金の納入に係る領収書を発行しない。

25. 所有权の移転等

(1) 所有權の移転及び物件の引き渡し

- ① 本物件の所有權は、機構が売買代金の全額が納付されたことを確認した後に、落札者に移転するものとし、所有權が移転したときに本物件を引き渡す。なお、引き渡しにあたり、機構及び落札者は、不動産引渡確認証を作成しそれぞれ1通を保有する。
- ② 引き渡しの事務手続等は、引き渡しの当日に機構の思川開発建設所又は落札者が指定する金融機関にて実施する。

(2) 所有権移転登記

- ① 所有権の移転登記は、落札者が行うものとし、機構は、売買代金の全額が納付されたことを確認した後に、遅滞なく登記に必要な書類を落札者に引き渡す。
- ② 落札者は、物件の引き渡しを受けた後、遅滞なく所有権移転登記を行わなければならない。
- ③ 落札者は、所有権移転登記が完了したときは、登記完了を証する書面（法務局又は地方法務局発行の登記完了証若しくは所有権移転後の全部事項証明書の写し）を機構に提出すること。

(3) 公租公課の負担

- ① 本物件に対して賦課される固定資産税は、令和7年1月1日から引き渡し日の前日までの分を機構が、引き渡し日以降の分を落札者が、それぞれ負担し、引き渡し日において日割り精算を行う。なお、支払方法は、売買代金の納入方法と同様とし、売買代金の支払日と同時とする。
- ② 固定資産税の負担額算定の起算日は、1月1日とし、令和7年度固定資産関係証明書記載の税額で精算する。
- ③ 固定資産税の精算金は、機構が発行する納入請求書により、指定の口座に振り込まなければならない。
- ④ 固定資産税の精算金の振込手数料は、落札者の負担とする。
- ⑤ 機構は、固定資産税の精算金の納入に係る領収書を発行しない。

(4) 費用の分担

- ① 本物件から生じる収益及び電気、ガス、水道その他の費用については、引き渡し日をもって区分し、引き渡し日の前日までの分は機構が、引き渡し日以降の分は落札者にそれぞれ日割計算した額を帰属するものとし、この額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額とする。
- ② 不動産売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に関する登録免許税その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、売買代金とは別に落札者の負担とする。なお、機構が収入印紙を貼付すべき不動産売買契約書については、印紙税法（昭和42年法律第23号。以下「印紙税法」という。）第5条の別表第二の非課税法人の表の定めに基づき印紙税が課されないため、これを貼付しない。また、2通作成する不動産売買契約書のうち、印紙が貼付されたものについては、印紙税法第4条第5項に基づき、機構が保有する。

## 26. その他売買条件及び容認事項

次の事項及び物件概要書を十分に確認のうえ、一般競争参加申込書等及び入札書（様式5）を提出すること。

- (1) 別冊の不動産売買契約書（案）は、落札者の申出により、その内容を変更しない。
- (2) 機構は、現地における境界明示は、行わない。また、売却は、登記記録記載面積による売買とし、実測面積と異なる場合でも実測精算及び地積更正登記は、行わない。
- (3) 隣地との間の越境物については、覚書等の締結及び当該越境物の解消等の措置は、行わない。
- (4) 本物件の引き渡しは、引き渡し時における現況有姿とし、図面、その他資料と現況が相違する場合には、引き渡し時における現況を優先する。
- (5) 別冊の不動産売買契約書（案）に記載する第16条の条項により、買主は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、買主が消費者契約法第2条第1項に定める消費者該当する場合は、履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除（契約不適合により契約締結の目的を達することが困難となる場合に限る。）について、引渡しの日から1年

以内に売主に対して協議を申し出ることができるものとし、売主は協議に応じるものとする。この場合において、買主が本契約締結時に当該不適合を知っていたときまたは当該不適合が買主の責めに期すべき事由によるものであるときは、買主は、いずれの協議の申し出もすることができない。

なお、本物件に係る土壤汚染調査及び地盤に関する調査については、現時点では実施しておらず、今後も実施予定はないので、別冊の物件概要書及び物件詳細資料などから判断すること。

- (6) 本物件に係る用途制限等法令上の制限及び購入後の利用計画に影響する諸条件等については、入札参加者において確認すること。なお、入札参加者は、本入札公告及び本物件の法令上の規制を全て承知したうえで、入札に参加しているものとみなす。
- (7) 融資が受けられること等の条件付契約は、受け付けない。
- (8) 本入札公告及び物件概要書及び物件詳細資料は、情報提供を目的として作成したものであり、その内容の正確性又は真実性を表明及び保証するものではない。したがって、万一、内容が事実と反する場合であっても、機構及び売却業務窓口は責任を負わない。
- (9) 入札参加者は、機構から提供される本物件に係る資料については、秘密保持に関する確認書（様式1）に基づき、秘密を保持する義務を負う。
- (10) 落札者は、契約成立の場合には、法令に定める基準に従い、売却業務窓口（媒介）に対して、仲介手数料〈売買代金の3%+6万円（税別）〉を支払わなければならない。
- (11) 入札をした者は、入札後、本入札公告、別冊の物件概要書、物件詳細資料及び別冊の不動産売買契約書（案）の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (12) 落札者は、契約辞退した場合には、再度実施する本物件の一部又は全部を含む不動産の売却に係る入札に参加することはできない。

## 27. 入札結果の公表等

入札の結果は、入札者に対して、速やかに、書面をもって通知するとともに、機構ホームページに以下の内容を公表する。

- (1) 物件名
- (2) 入札年月日
- (3) 応札者数
- (4) 落札・不調等の別
- (5) 落札金額
- (6) 落札者の法人・個人の区別

## 28. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。

公表の対象となる契約の詳細は、次のとおり。

【<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>】

## 29. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊の競争契約入札心得及び別冊の不動産売買契約書案）を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

30. 入札手続のスケジュール

別表1 本入札手続に係る期間等

No.	項 目	期 間
①	入札公告等の交付期間	令和 7年 5月 1日 (木) 10時から 令和 7年 6月30日 (月) 16時まで
②	物件詳細資料の交付期間	令和 7年 5月 1日 (木) 10時から 令和 7年 6月30日 (月) 16時まで
③	一般競争参加申込書等の提出期間	令和 7年 5月 2日 (金) 10時から 令和 7年 6月30日 (月) 16時まで
④	入札書（1回目）の提出期間	令和 7年 7月14日 (月) 10時から 令和 7年 7月17日 (木) 17時まで
⑤	開札日時（1回目）	令和 7年 7月18日 (金) 10時00分
⑥	入札書（2回目）の提出期間	令和 7年 7月24日 (木) 10時から 令和 7年 7月30日 (水) 17時まで
⑦	開札日時（2回目）	令和 7年 7月31日 (木) 10時00分
⑧	開札立会希望届（1回目）の提出期間	令和 7年 7月 8日 (火) 10時から 令和 7年 7月14日 (月) 16時まで
⑨	上記⑧に対する通知期限	令和 7年 7月15日 (火) 17時まで
⑩	開札立会希望届（2回目）の提出期間	令和 7年 7月22日 (火) 10時から 令和 7年 7月24日 (木) 16時まで
⑪	上記⑩に対する通知期限	令和 7年 7月29日 (火) 17時まで
⑫	競争参加資格の結果の通知期限	令和 7年 7月 7日 (月) まで
⑬	入札公告に対する質問の提出期間	令和 7年 5月 2日 (金) 10時から 令和 7年 7月 8日 (火) 16時まで
⑭	上記⑬に対する回答アドレス通知日	令和 7年 7月10日 (木)
⑮	上記⑬に対する回答期間	令和 7年 7月10日 (木) から 令和 7年 7月17日 (木) まで

**【添付資料】**

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 様式 1   | 秘密保持に関する確認書（購入検討者用） |
| 様式 2   | 一般競争参加申込書           |
| 様式 3   | 入札参加資格に関する誓約書       |
| 様式 4   | 公正な入札に関する誓約書        |
| 様式 5－1 | 入札書（代表者）            |
| 様式 5－2 | 入札書（代理人）            |
| 様式 6   | 使用印鑑届               |
| 様式 7   | 委任状                 |
| 様式 8   | 入札辞退届               |
| 様式 9   | 開札立会希望届             |
| 別 冊    | 競争契約入札心得について        |
| 別 冊    | 不動産売買契約書（案）         |
| 別 冊    | 物件概要書               |
| 別 添    | 郵便入札に関するお知らせ        |

以上

# 1. 土地 物件概要書

社内管理項目

独立法人水資源機構所有不動産の売却（西沢物件2）入札方式

物件番号

西沢物件2



物件種目	土地 全2区画一括			最適用途	住宅用地					
価格	入札			㎡単価	万円					
所在地	①鹿沼市西沢町竹之入1053-4,1010-16 ②鹿沼市西沢町竹之入1010-10									
交通	八幡前 バス停より 徒歩 11 分									
土地総面積	1,158.56 ㎡			地目	宅地					
私道負担	-			地勢	平坦					
セットバック	-			建築条件	無					
接道状況	種別	公道		有	①②		南 帯員 4.0 m			
	種別	公道		有	①		東 帯員 6.0 m			
	種別	公道		有	②		西 帯員 6.0 m			
都市計画	都市計画区域外			国土法届出	—					
用途地域	指定無し			制限	専用住宅に限る					
建ぺい率	制限なし %			容積率	制限なし %					
区画別面積	①1010-16 宅地 386.47㎡ 1053-4 宅地 275.92㎡ ②1010-10 宅地 496.17㎡									
設備	水道、下水									
現況	更地			引渡時期	( )					
備考	入札参加申込期間 令和7年5月2日～令和7年6月30日 入札書の提出期間 令和7年7月14日～令和7年7月17日 開札日時 令和7年7月18日									

昭和商事株式会社

宅建免許 栃木県知事(17)第54号

保証協会 (公社)全国宅地建物取引業保証協会

所属協会 (一般)栃木県宅地建物取引業協会 県央支部

TEL 028(634)5185

FAX 028(636)8916

Email syskk@hyper.ocn.ne.jp

H P <http://www.syowasyoji.co.jp>

所在地 320-0801 宇都宮市池上町1番12号

取引態様 媒介(仲介)

担当者

特記事項

広告 不可

豊田悦見

報酬 仲介手数料

取引士

報酬 仲介手数料

豊田悦見